

墨田区議会議員の議員報酬の特例に関する条例を公布する。

令和4年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第44号

墨田区議会議員の議員報酬の特例に関する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）別表の規定にかかわらず、議長の議員報酬の月額、同表に規定するその他の議員の議員報酬の月額に相当する額とする。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。